

第 1 号様式（第 9 条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 6 年度	次回見直し予定	令和 11 年度
条 例 名		沿道区域の指定基準に関する条例			
条 例 番 号		昭和 32 年神奈川県条例第 45 号	法 規 集	第 11 編第 4 章	
所 管 室 課		県土整備局道路部道路管理課			
条 例 の 概 要		道路法第 44 条の規定に基づき、道路管理者が沿道区域を指定する場合の基準を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、道路法第 44 条第 1 項の規定に基づき、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する必要な区域を沿道区域として指定する場合の基準を定めたものである。 施行（昭和 32 年 10 月 10 日）以来、区域指定の実績はないが、今後、区域指定が必要となることも想定されることから、指定のための基準を定めた本条例は必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例は、沿道区域を指定する場合の条件を的確に規定しており、法令の目的に照らして有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で沿道区域を指定するための基準を定めることにより、法令の規定に沿った事務の遂行が可能となっており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」の 2040 年に向けた政策の基本方向「安全・安心で持続可能な社会づくり」の内容に即したものであり、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するために沿道区域を指定するための基準を設けることは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、沿道区域を指定するための基準を定めたものであり、憲法及び法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	